

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和三年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 奈良パワーステイ

所在地 奈良市柏木町四七九番地一ほか

二 奈良市から聴取した意見の概要

- 1 各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守すること。
- 2 大規模小売店舗立地法第四条の指針を最大限尊重すること。
- 3 騒音等の公害防止対策については、周辺住民に十分配慮し万全を期すこと。騒音等の苦情が発生した場合は誠意をもって最大限対応すること。

右記意見は、事業者に対し関係法令及び大規模小売店舗立地法第四条の指針の趣旨を尊重するとともに、奈良市環境基本計画に基づき、事業者として、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えることを十分認識し、製造・販売・消費・廃棄に至る一連の事業活動を行うに当たっては、公害発生の防止及び環境への負荷の軽減に努め、並びに環境への配慮に最大の努力を払い、また、地域社会の一員として事業活動を通じて、地域の良好な環境づくりに貢献するよう求めるものである。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和三年十一月三十日から令和四年一月四日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで